

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
除染セット（除染装置）		G C－B 6 0 0 2 6 5 H	
		防衛大臣承認	平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日
		作 成	平成 2 7 年 8 月 5 日
		変 更	令和 4 年 8 月 2 6 日
		作成部隊等名	補給統制本部 化学部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する除染セット（除染装置）（以下，“当装置”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

精密器材

通信電子器材などの装備品等のうち、耐腐食性が無く、さらし粉などの除染剤によって損耗する器材をいう。

1.2.2

除染溶液等

H C－K 1 1 0 0 1 4又はH C－K 1 1 0 0 2 5を水と混ぜ合わせた除染溶液及び除染溶液等に気泡剤を混合した泡沫除染溶液をいう。

1.2.3

除染ガス

オゾン及び過酸化水素ガスをいう。

1.2.4

除染対象空間

有毒化学剤又は生物剤に汚染された施設又は車両の内部の空間をいう。

1.2.5

除染係数

除染前表面汚染密度／除染後表面汚染密度（DF：Decontamination Factor）をいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類	物品番号
除染セット（除染装置Ⅰ型）	4 2 3 0－2 9 0－6 9 4 7－5
除染セット（除染装置Ⅱ型）	4 2 3 0－2 9 0－6 9 4 8－5

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1の種類による。

例 除染セット（除染装置Ⅰ型）

1.5 引用文書等

1.5.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S D 1 0 2 2	自動車運行試験方法
J I S K 5 5 7 2	フタル酸樹脂エナメル
J I S K 5 6 5 1	アミノアルキド樹脂塗料
J I S Z 8 9 0 1	試験用粉体及び試験用粒子
N D S C 0 1 1 0	電子機器の運用条件に対する試験方法
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色

b) 仕様書

D S P D 0 0 0 2	1 $\frac{1}{2}$ tトラック
D S P D 0 0 0 3	3 $\frac{1}{2}$ tトラック
D S P D 6 0 3 7	除染車3形（B）
D S P Z 9 0 0 8	品質管理等共通仕様書
C P - B - 0 0 0 3	9 4 式除染装置
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9	陸上自衛隊Ⅰ T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
G A V - W 1 5 2 0 3 2	輸送ヘリコプター C H - 4 7 J A
G S - C 2 1 5 8 1 6	広帯域多目的無線機（車両用）
G S - C 2 9 5 7 9 8	車載装置 J M R A - Z 1 6 3 - （ ）
G S - C 2 9 5 7 9 9	車載装置 J M R A - Z 1 6 6 - （ ）
G V - D 1 1 0 0 5 4	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット車体部）
G V - D 1 1 0 0 6 2	1 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット（除染装置Ⅱ型）車体部）
G V - Y 1 2 0 0 0 1	1 0 式戦車
H C - K 1 1 0 0 1 4	除染剤5号
H C - K 1 1 0 0 2 5	除染剤2号（高度さらし粉粒状）
H C - K 1 5 0 0 1 0	泡剤（1 8 L）

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和4 5 年 防衛庁訓令第1号）

技術変更提案の処理について（通達）〔陸幕装計第7 2 号（1 0 . 3 . 2 6）〕

武器・化学装備品等の型式管理について（通達）〔陸幕武化第3 3 1 号（令和元年1 2 月1 6 日）〕

d) その他

J . T . O . 1 C - 1 3 0 H - 9	技術指令書 貨物搭載指令 C - 1 3 0 H / K C - 1 3 0 H
J . T . O . 1 C - C 2 - 9	技術指令書 貨物搭載指令 C - 2 輸送機
T A S - 0 2 2	輸送ヘリコプター C H 4 7 J 取扱書

輸送艦「おおすみ型」完成図書

「エアクッション艇」完成図書（海上輸送艦技術刊行物）

1.6 附属書

附属書A 技術審査実施要領

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 除染溶液等及び除染ガスに接する部分は、耐腐食性及び耐熱性の材料、部品の使用を標準とする。
- b) 除染溶液等及び熱水の使用時などにおける安全機能をもたなければならない。
- c) 構造堅ろう、操作容易かつ動作円滑で連続使用に耐えられなければならない。
- d) 努めて特殊な工具を使用せず整備でなければならない。また、設計においては、整備及び機能点検が容易にできる構造とする。
- e) “自衛隊の使用する自動車に関する訓令”に適合する。
- f) 外圍条件は、 $-30^{\circ}\text{C}\sim+40^{\circ}\text{C}$ の大気温度で使用でなければならない。また、耐食性及び耐砂じん性をもたなければならない。
- g) 除染セット（除染装置Ⅰ型）（以下，“Ⅰ型”という。）は、除染装置部をGV-D110054の荷台に搭載して、2.6の性能を発揮でなければならない。
- h) 除染セット（除染装置Ⅱ型）（以下，“Ⅱ型”という。）は、除染装置部をGV-D110062の荷台に搭載して、2.6の性能を発揮でなければならない。
- i) サプライチェーン・リスクについては、GLT-CG-Z000009の2.1による。

2.2 構成

構成は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2— 構成

番号	品名		数量		車両搭載区分		規定	
			I 型	II 型	搭載	非搭載		
1	除染装置部	人員・装備品除染部	1	1	－		表3による。	
1-1		シャワーセット	1 セット	1 セット	－			
1-1-1			シャワー器材	2 セット	1 セット	○		－
1-1-2			テント器材	2 セット	1 セット	○		－
1-1-3			歩行不能者用器材	1 個	－	－		○
1-1-4			テント器材収納箱	1 セット	－	○		－
1-1-5			シャワーセット収納箱	－	1 セット	○		－
1-2			高圧洗浄機	1 個	1 個	－		○
1-3		発動発電機（100 V用）	1 個	1 個	－	○		
2		精密器材除染部	精密器材除染部	1 セット	－	－		表4による。
2-1	スチーム吸引洗浄機		1 個	－	○	－		
2-2	除染ガス発生装置		1 セット	－	○	－		
2-2-1	過酸化水素ガス発生器		1 個	－				
2-2-2	過酸化水素水タンク		1 個	－				
2-2-3	オゾン発生装置		1 セット	－				
2-2-4	オゾン濃度計		1 個	－				
2-3	温湿度調整装置		1 セット	－	○	－		
2-3-1	冷房除湿機		1 個	－				

表2－構成（続き）

番号	品名		数量		車両搭載区分		規定		
			I 型	II 型	搭載	非搭載			
2-3	除染装置部（続き）	精密器材除染部（続き）	温湿度調整装置（続き）		1 セット	－	○	－	表4による。
2-3-2			温風ヒータ						
2-4			供給用ホース		1 セット	－	－	○	表4による。
2-4-1			オゾン供給ホース						
2-4-2			過酸化水素供給ホース		1 セット	－			
2-4-3			過酸化水素循環ホース						
2-4-4			冷房除湿機用供給・循環ホース		1 セット	－			
2-4-5			温風ヒータ用供給ホース						
2-5			排気装置		1 セット	－	－	○	表4による。
2-5-1			本体器材						
2-5-2			分解器材		1 セット	－			
2-5-3			排気器材						
2-6			発動発電機（200 V 用）		2 個	－	○	－	
2-7			発動発電機（100 V 用）						
2-8			精密器材除染部用収納コンテナ		1 個	－			
2-9			その他				1 セット	－	
2-9-1			循環ファン		1 セット	－			
2-9-2			除染ガス導入用具				1 セット	－	
3			廃水处理部		1 セット	1 セット			－
3-1			保管部		1 セット	1 セット	－	○	
3-1-1			廃水回収ポンプ		2 個	1 個			
3-1-2			排水桶（I 型）		1 個	－			
3-1-3			排水桶（II 型）		－	1 個			
3-2			処理部		1 セット	－	－		
3-2-1	処理装置		1 セット	－	○	－			
3-2-2	処理装置用ホース		2 本	－	○	－			
3-2-3	除染ガス溶解装置		1 セット	－	－	○			
4	加温給水部		1 セット	1 セット	－		表6による。		
4-1	タンク部		1 セット	1 セット	○	－			
4-1-1	タンク部本体		1 個	1 個					
4-1-2	かくはん装置		1 個	1 個					
4-2	加温部		1 個	1 個	○	－			
4-3	給水部		1 セット	1 セット	○	－			
4-3-1	給水器材		1 セット	1 セット					

表2－構成（続き）

番号			品名	数量		車両搭載区分		規定
				I 型	II 型	搭載	非搭載	
4-3	除染装置部（続き）	加温給水部（続き）	給水部（続き）	1 セット	1 セット	○	－	表 6 による。
4-3-2			循環ポンプ	1 個	1 個			
4-3-3			消火栓用アダプタ	1 セット	1 セット			
4-4			制御部	1 セット	1 セット	○	－	表 6 による。
4-4-1			制御装置	1 個	1 個			
4-4-2			操作盤	1 個	1 個			
4-5			電源部	1 セット	1 セット	－		
4-5-1			発動発電機（100／200 V 用）	1 個	1 個	○	－	
4-5-2			電源コードリール	1 本	1 本	－	○	
4-5-3			電源延長ケーブル	1 本	1 本	○	－	
4-6			散布部	1 セット	1 セット	○	－	
4-6-1			吐出ポンプ	1 個	1 個			
4-6-2			送水ホース	2 本	2 本			
4-6-3			ホースリール	2 個	2 個			
4-6-4			スプレーガン	2 個	2 個			
4-7			加温給水部用搭載架台	1 個	1 個			
4-8			配管	1 セット	1 セット			
5	車両部		1 台	1 台	－		表 7 による。	
5-1	本体	1 セット	1 セット					
5-2	車両関連器材	1 セット	1 セット					
5-2-1	操縦室	1 セット	1 セット					
5-2-2	荷台	1 セット	1 セット					
6	携行工具		1 セット	1 セット	○	－	5.4 a) による。	
7	附属品		1 セット	1 セット	－	○	表 14 による。	
8	予備品		1 セット	1 セット	－	○	表 15 による。	

2.3 材料・部品

材料及び部品は、日本産業規格、防衛省規格、防衛省仕様書などの規格品又は同等以上の物を使用するほか、入手の容易性、経済性、生産性、環境性などを考慮する。

2.4 構造・機能

構造及び機能は、次によるほか、車両部の荷台に表 2 の除染装置部を搭載及び固定した物とし、除染装置部の各構成部は車両部から積み下ろし可能な構造とするとともに、操作人員に対し安全な構造とする。また、I 型の荷台配置は図 1、II 型の荷台配置は図 2 を標準とする。

a) **除染装置部** 除染装置部の構造及び機能は、次による。細部は、承認図面による。

1) 人員・装備品除染部の構造及び機能は、表3を標準とする。

表3—構造及び機能（人員・装備品除染部）

区分		規定
人員・装備品除染部		a) シャワーセット，高圧洗浄機及び発動発電機（100 V用）から成る。 b) 除染所を開設できる構造とする。
	シャワーセット	a) シャワー器材，テント器材，歩行不能者用器材，テント器材収納箱及びシャワーセット収納箱から成る。 b) 加温給水部によって給水された水（温水）を使用してシャワーを開設し，人員除染を行う。 c) 必要に応じて歩行不能者に対する除染する能力をもつ。 d) 強風時の対策を施す。
	シャワー器材	a) 導水配管，シャワーセット用ホース及びハンドシャワーから成る。 b) 加温給水部から送水される水（温水）を散水する能力をもつ。 c) 導水配管は，シャワーセット用ホース及びハンドシャワーを接続が可能でなければならない。 d) シャワーセット用ホースは，加温給水部と導水配管を接続可能とし，長さは15 mを標準とし，本数は1本とする。 e) シャワーセット用ホースの接続口の規格は，口径13 mmのワンタッチカップラを標準とする。 f) ハンドシャワーは，導水配管に6つ接続する。
	テント器材	a) テントフレーム，天幕，側幕，仕切り幕及び汚水用水槽から成る。 b) テント器材は，フレーム式とし，展張時に地面に固定できる構造とする。 c) テント器材の展張時の大きさは，全長2 500 mm×全幅2 500 mm×高さ2 750 mmを標準とする。 d) 天幕及び側幕は，テントフレームに取付ける構造とする。 e) 側幕は，透明窓及び窓覆いをもち，前後2か所の出入口を設け，仕切り幕によって，テント内を2分割できなければならない。 f) 汚水用水槽によって，努めてシャワー排水が外部に漏らないように保持する能力をもつ。
	歩行不能者用器材	a) 車輪付担架とする。 b) 成人1人を乗せ，シャワーセット内に移送が可能でなければならない。
	テント器材収納箱	a) テント器材2セットを収納する。 b) 車両部荷台に廃水处理部とともに固定でき，脱着可能な構造とする。

表3— 構造及び機能（人員・装備品除染部）（続き）

区分			規定
人員・装備品除染部（続き）	シャワーセット収納箱	シャワーセット（続き）	a) シャワー器材及びテント器材を各 1 セット収納が可能でなければならない。 b) 車両部荷台に固定でき、脱着可能な構造とする。
	高圧洗浄機		a) 高圧洗浄機は、汚染された車両などの泥及びほこりを高圧で剥離が可能でなければならない。 b) 圧力は最大で 3 MP a 以上とし、可変式とする。 c) ノズルは、噴霧パターンが切替可能とする。 d) 可搬式とする。 e) 電源は、AC 単相 100 V から給電する。 f) 給水用の延長ホースをもち、長さは 10 m（基準）、本数は 1 本とする。
	発動発電機（100 V 用）		a) 高圧洗浄機及び廃水处理部の廃水回収ポンプへ給電する。 b) AC 単相 100 V（定格出力 2.5 k V A 以上） c) 燃料は、ガソリンとする。

2) 精密器材除染部の構造及び機能は、表4を標準とする。

表4— 構造及び機能（精密器材除染部）

区分		規定
精密器材除染部		a) スチーム吸引洗浄機、除染ガス発生装置、温湿度調整装置、供給用ホース、排気装置、発動発電機(200 V 用)、発動発電機(100 V 用)、精密器材除染部用収納コンテナなどから成る。 b) スチーム吸引洗浄機及び発動発電機を使用し、放射性物質に汚染された精密器材を除染する機能をもつ。 c) 除染ガス発生装置、温湿度調整装置、供給用ホース、排気装置、発動発電機などを使用し、有毒化学剤及び生物剤に汚染された精密器材を除染する機能をもつ。
	スチーム吸引洗浄機	a) 放射性物質に汚染された精密器材を除染する能力をもつ。 b) 100 ℃以上のスチームを噴霧して放射性物質を剥離するとともに、廃液を吸引し回収タンクに保管する。 c) 電源は、AC 三相 200 V とし、可搬式とする。
	除染ガス発生装置	a) 過酸化水素ガス発生器、過酸化水素水タンク、オゾン発生装置及びオゾン濃度計から成る。 b) 有毒化学剤及び生物剤に汚染された精密器材を除染する除染ガスを発生及び供給する能力をもつ。

表4ー構造及び機能（精密器材除染部）（続き）

区分			規定
精密器材除染部（続き）	除染ガス発生装置（続き）	過酸化水素ガス発生器	a) 過酸化水素水タンクの過酸化水素水を吸引し，過酸化水素ガスを発生及び供給する能力をもつ。 b) 過酸化水素ガス発生能力は，53 g／min以上とする。
		過酸化水素水タンク	a) 過酸化水素ガス発生器へ導入する過酸化水素水を貯蔵可能とする。 b) 過酸化水素に対する耐性もち，容量は50 L以上とする。 c) 過酸化水素ガス発生器への接続ホースをもつ。
		オゾン発生装置	a) 酸素濃縮器及びオゾン発生器から成る。 b) 酸素濃縮器によって，空気中の酸素を濃縮する。 c) オゾン発生器によって，濃縮した酸素からオゾンを生成する。 d) オゾン発生能力は，20 g／h以上とする。
		オゾン濃度計	a) 除染対象空間のオゾン濃度を計測が可能でなければならない。 b) 測定範囲は，1 ppm～500 ppmとする。 c) 可搬式とする。
	温湿度調整装置		a) 冷房除湿機及び温風ヒータから成る。 b) 除染対象空間の空気の温湿度を調整が可能でなければならない。
		冷房除湿機	a) 空気の供給及び循環によって，除染対象空間の空気を冷却及び除湿が可能でなければならない。 b) 冷房能力は，1.1 kW以上とする。
		温風ヒータ	a) 加温した空気を供給が可能でなければならない。 b) 加温能力は，5.2 kW以上とする。
	供給用ホース		a) オゾン供給ホース，過酸化水素供給ホース，過酸化水素循環ホース，冷房除湿機用供給・循環ホース及び温風ヒータ用供給ホースから成る。 b) 除染ガス導入用具を使用し，除染ガス及び温湿度が調整された空気を，それぞれ除染対象空間に供給する。
		オゾン供給ホース	a) オゾン発生装置によって発生したオゾンガスを除染対象空間に供給する。 b) オゾン発生器と除染ガス導入用具の接続口に接続する。 c) 材質は，オゾンに対する耐性をもつ。
		過酸化水素供給ホース	a) 過酸化水素ガス発生器によって発生した過酸化水素ガスを，除染対象空間に供給する。 b) 過酸化水素ガス発生器と除染ガス導入用具の接続口に接続する。 c) 材質は，過酸化水素に対する耐性をもつ。

表4－構造及び機能（精密器材除染部）（続き）

区分			規定
精密器材除染部（続き）	供給用ホース（続き）	過酸化水素循環ホース	a) 過酸化水素ガス発生器によって発生した過酸化水素ガスを，除染対象空間から循環させる。 b) 過酸化水素ガス発生器と除染ガス導入用具の接続口に接続する。 c) 材質は，過酸化水素に対する耐性をもつ。
		冷房除湿機用供給・循環ホース	a) 温湿度を調整された空気を除染対象空間に供給及び循環する。 b) 冷房除湿機と除染ガス導入用具の接続口を接続する。 c) 断熱構造とする。
		温風ヒータ用供給ホース	a) 加温された空気を除染対象空間に供給する。 b) 温風ヒータと除染ガス導入用具の接続口を接続する。 c) 断熱構造とする。
	排気装置		a) 本体器材，分解器材及び排気器材から成る。 b) 除染後の除染対象空間に残留する除染ガスを排出し，規定する安全濃度まで低減させる。
		本体器材	除染ガスを排出するための排気用のホースであり，除染ガスに対する耐性を持ち，除染ガス導入用具の接続口と分解器材を接続する。
		分解器材	排気触媒を持ち，除染ガス濃度が過酸化水素濃度は1 p p m以下，オゾン濃度は0.1 p p m以下まで低減する。
		排気器材	排気ヒータ及び送風機から成り，本体器材及び分解器材を通じて，除染ガスを循環及び排気する。
	発動発電機（200 V 用）		a) 精密器材除染部の構成器材及び廃水处理部の除染ガス溶解装置へ給電する。 b) A C 三相 200 V（定格出力 6 k V A 以上） c) 燃料は，ガソリンとする。
	発動発電機（100 V 用）		a) 精密器材除染部の構成器材及び廃水处理部の除染ガス溶解装置へ給電する。 b) A C 単相 100 V（定格出力 2.5 k V A 以上） c) 燃料は，ガソリンとする。
	精密器材除染部用収納コンテナ		a) 精密器材除染部の構成器材（表2の車両非搭載区分の構成品等を除く。）及び人員・装備品除染部のシャワー器材を収納でき，構成器材のつり下げ，卸下及び搭載ができる機能をもつ。

表4ー構造及び機能（精密器材除染部）（続き）

区分		規定
精密器材除染部（続き）	精密器材除染部用収納コンテナ（続き）	b) 構成器材をつり上げる強度をもつ。 c) 隊員が作業できる足場をもつ。 d) 内部の床は、構成器材の移動が容易な構造とする。 e) 車両部の荷台に固定するための取付け部をもち、また、脱着が可能でなければならない。 f) クレーンによってつり上げ、搭載及び積み下ろしができる構造及び強度をもつ。
	その他	循環ファン及び除染ガス導入用具から成る。
	循環ファン	a) 除染対象空間の空気をかくはんする。 b) 標準型循環ファン及び小型循環ファンから成り、次による。 1) 標準型循環ファン（定格風量 150 m ³ /分以上）：2 台 2) 小型循環ファン（定格風量 23 m ³ /分以上）：1 台
	除染ガス導入用具	a) 除染ガス及び温湿度を調整した空気を除染対象空間へ供給及び排出するため、供給用ホース及び排気装置を除染対象空間間口に設置できる構造とする。 b) 異なる間口形状であるGAV-W152032及びGV-Y120001に設置できる機能をもたなければならない。また、ホース切替え時に除染空間から有毒化学剤及び生物剤の流出を制限するためホース切替え部にはシャッター機能をもたなければならない。

3) 廃水処理部の構造及び機能は、表5を標準とする。

表5ー構造及び機能（廃水処理部）

区分		規定
廃水処理部		a) 保管部及び処理部から成る。 b) 人員除染の汚水を保管し、排水できる程度まで汚染濃度を低減させる。
	保管部	a) 廃水回収ポンプ、排水桶（Ⅰ型）及び排水桶（Ⅱ型）から成る。 b) 人員除染の汚水を保管する。
	廃水回収ポンプ	a) 人員・装備品除染部の汚水用水槽内の汚水を、2 000 L/h 以上で排水桶へ移水する。 b) 汚水用水槽の汚水の揚水高が 4 cm以下で移水が可能でなければならない。 c) 廃水回収ポンプ用ホースをもち、長さは 10 m（基準）、数量は、1 本とする。 d) 電源は、AC 単相 100 Vから給電する。

表5ー構造及び機能（廃水処理部）（続き）

区分			規定
廃水処理部（続き）	保管部（続き）	排水桶（Ⅰ型）	a) 除染によって発生した汚水を一時保管する。 b) 組立式とし、容積は4 000 L以上とする。 c) 排水桶用カバーをもち、除染ガス溶解装置接続用の開口部を設ける。 d) 使用中に排水桶カバーのたわみを防止する機能をもつ。
		排水桶（Ⅱ型）	a) 除染によって発生した汚水を一時保管する。 b) 組立式とし、容積は900 L以上とする。
	処理部		a) 処理装置、処理装置用ホース及び除染ガス溶解装置から成る。 b) 処理装置によって、放射性物質に汚染された保管部の汚水を 表9 の濃度まで処理する。 c) 除染ガス溶解装置によって、有毒化学剤及び生物剤に汚染された汚水を 表9 の濃度まで処理する。
	処理装置		a) 処理装置は、吸水した汚水から水溶性の放射性物質を捕集する。 b) 移水ポンプ、前段フィルタ、吸着塔及び後段フィルタから成る。 c) 移水ポンプによって、保管部の汚水を前段フィルタ、吸着塔及び後段フィルタの順に送水する。 d) 移水ポンプの電源は、AC三相200 Vから給電する。 e) 配管にエア供給口を設け、圧縮空気によって配管内の強制排水を可能とする。 f) 強制排水に用いる圧縮空気接続口は、ステンレス製のカムロックとする。 g) 前段フィルタは、プレフィルタ及びメインフィルタから成り、浮遊粒子の吸着塔への流入を制限する。 h) 吸着塔は、吸着材としてモルデナイトを充填し、水溶性の放射性物質を吸着する。 i) 後段フィルタは、吸着塔からの吸着剤の流出を制限する。 j) 処理装置の異常圧力発生を確認できなければならない。 k) 処理装置は、フレーム架台に搭載及び固定し、車両部荷台に固定するための取付け部をもち、脱着が可能でなければならない。 l) 構成器材を格納したまま、クレーンによってつり上げ、搭載及び積み下ろしができる構造及び強度をもつ。
	処理装置用ホース		a) 保管部からの吸水及び処理部からの排水に使用する。 b) 人毛などの異物の吸入を制限できるストレーナをもつ。 c) 処理装置用ホースの長さは15 mとする。

表5ー構造及び機能（廃水処理部）（続き）

区分			規定
廃水処理部（続き）	処理部（続き）	除染ガス溶解装置	a) オゾン散気装置及び過酸化水素水添加装置から成る。
			b) 保管部の汚水内へオゾンガス及び過酸化水素水を添加する。
			c) オゾン散気装置は、精密器材除染部から供給されるオゾンガスを保管部の汚水内への散気が可能でなければならない。
			d) 過酸化水素水添加装置は、精密器材除染部の過酸化水素水タンクと接続し、過酸化水素水を保管部の汚水内へ添加が可能でなければならない。
			e) 電源は、A C 単相 100 V から給電する。

4) 加温給水部の構造及び機能は、表6を標準とする。

表6ー構造及び機能（加温給水部）

区分			規定
加温給水部			a) 除染に要する水の循環加温及び水、除染溶液等の調製及び散布を行う。
			b) タンク部、加温部、給水部、制御部、電源部、散布部、加温給水部用台板など装備品の除染が行える。
			e) 配管に圧縮空気接続口を設け、官給品のエアホース及び減圧弁を取り付け、附属品のコンプレッサからの圧縮空気によって配管内の強制排水が可能でなければならない。
			f) 強制排水に用いる圧縮空気接続口は、ステンレス製のカムロックとする。
	タンク部		a) 水（温水）及び除染溶液等を貯蔵し、除染溶液等を調製する。
			b) タンク部本体及びかくはん装置から成る。
			c) タンク部本体は、水（温水）及び除染溶液等を貯蔵した状態で輸送が可能な強度をもつ。
			d) 管路内圧力の異常上昇時にタンク内へ圧力を逃がすことができる構造とする。
	タンク部本体		a) 水タンク及び剤タンクが接続した一体構造とし、水タンク、剤タンクにそれぞれ水及び除染溶液等を貯蔵する。
			b) 水タンクの容積は 500 L 以上とし、給水口、ストレーナ、ドレン弁及び吸気口を設ける。
			c) 水タンクは、設定温度への到達及び低水位を検知でき、目視によって液温及び液面を確認できなければならない。

表6ー構造及び機能（加温給水部）（続き）

区分			規定
加温給水部（続き）	タンク部（続き）	タンク部本体（続き）	d) 水タンクの給水口は，給水部の給水ホースを固定できる機構を設ける。 e) 水タンクの給水口にストレーナを設け，給水時の各種水源からの土砂などの流入を制限する。 f) 剤タンクの容積は 400 L 以上とし，剤投入口，ドレン弁及び吸気口を設ける。 g) 剤タンクは，低水位を検知でき，目視にて液面を確認できなければならない。 h) 剤投入口からHC-K110014及びHC-K150010を投入する。 i) ドレン弁は，コック式とし，水タンク及び剤タンク内の残液をタンク下方へ排出が可能でなければならない。 j) 吸気口によって水タンク及び剤タンク内の空気を大気圧へ維持する構造とする。
		かくはん装置	a) HC-K110014及びHC-K150010と水をかくはんし，除染溶液等を調製する。 b) 剤タンクに設ける。
	加温部		a) 水タンク内の水を除染に要する温度へ加温する。 b) 加熱炉，燃料タンク，燃料ポンプ及び送風機から成る。 c) 加熱炉は，CP-B-0003による。 d) 燃料タンクは，鋼板製で容量 15 L 以上とし，液面計を設ける。 e) 燃料ポンプは，加熱炉に軽油を供給し，失火又は加温流路の圧力低下（水流停止）が検知されると燃料の供給を停止が可能でなければならない。 f) 送風機は，加熱炉に空気を供給する。 g) 表9の安全性能をもたなければならない。

表6ー構造及び機能（加温給水部）（続き）

区分		規定
加温給水部 （続き）	給水部	a) 水の給水，循環及び圧送を行う。 b) 給水器材，循環ポンプ及び消火栓用アダプタから成る。
	給水器材	a) 各種水源からタンク部への給水を行う。 b) 水中ポンプ，水中ポンプ手元スイッチ，藤かご，給水ホースなどから成る。 c) 水中ポンプの吐出流量は，200 L／分以上とする。 d) 藤かごは，水中ポンプに取付けることによって土砂等の吸入を制限できなければならない。 e) 水中ポンプ手元スイッチによって，水中ポンプの操作が可能でなければならない。 f) 給水ホースは，直径50 mm，長さは10 mを標準とし，数量は2本とする。 g) 給水ホースは，両端にワンタッチカップラをもち，タンク部本体及び水中ポンプ又は消火栓用アダプタと接続する。
	循環ポンプ	a) 水タンクの水を，配管内へ循環及び圧送する。 b) 吐出圧 0.98 MPa のとき，吐出量は，25 L／分以上とする。 c) 吐出圧 0.5 MPa のとき，吐出量は，42 L／分以上とする。
	消火栓用アダプタ	消防水利の消火栓と給水ホースを接続可能な口径に変換する。 なお，変換口径は，次による。 a) 変換口径 65－50：1 個 b) 変換口径 75－65：1 個
	制御部	a) 加温給水部の電源供給及び各種操作を制御する。 b) 制御装置及び操作盤から成る。 c) 給電及び制御を行う構成器材は，次による。 1) かくはん装置（タンク部） 2) 点火トランス，燃料ポンプ，送風機（加温部） 3) 循環ポンプ（給水部） 4) 吐出ポンプ（散布部） 5) 配管電動弁（配管）
	制御装置	a) 電源部から供給される電源を，加温給水部の構成器材へ分電し，制御が可能でなければならない。 b) きょう体は，鋼板製とする。

表6―構造及び機能（加温給水部）（続き）

区分			規定
加温給水部（続き）	制御部（続き）	操作盤	a) 制御装置によって制御されている構成器材の操作及び作動状態の表示を可能とする。 b) 構造は，制御装置とケーブルで接続された別きょう体とする。 c) 操作表示方式は，タッチパネル式とする。 d) 除染溶液等に対し一時的な耐性をもつ。
		電源部	a) 加温給水部の構成器材及び廃水处理部の廃水回収ポンプ及び移水ポンプへ給電する。 b) 発動発電機（100／200 V用），電源コードリール及び電源延長ケーブルから成る。
		発動発電機（100／200 V用）	AC三相 200 V／単相 100 Vの切替え式とし，定格出力は6 kVA以上とする。
		電源コードリール	AC単相 100 V用（30 mを標準とする。）
		電源延長ケーブル	AC三相 200 V用（14 mを標準とする。）
	散布部		a) タンク部の除染溶液等を高圧で散布で可能とする。 b) 吐出ポンプ，送水ホース，ホースリール及びスプレーガンから成る。
		吐出ポンプ	a) タンク部の除染溶液等をスプレーガンへ圧送が可能でなければならない。 b) 吐出圧 0.98 MPa のとき，吐出量は，25 L／分以上とする。
		送水ホース	a) 吐出ポンプによって圧送される除染溶液等を，配管からスプレーガンへ送水する。 b) 送水ホースは，ホースリールに収納され，スプレーガンに両端ともワンタッチカプラによって脱着する構造とする。 c) 耐圧ホースとし，長さは 15 m以上とする。
		ホースリール	a) 送水ホースを収納可能とする。 b) ホースリールは，加温給水部後方に設置する。
		スプレーガン	a) スプレーガンは，CP-B-0003による。 b) スプレーガン本体は，引き金のロック機構をもつ。 c) 吐出量の調整バルブを設ける。

表6ー構造及び機能（加温給水部）（続き）

区分		規定
加温給水部 （続き）	加温給水部用搭載架台	a) 加温給水部の構成器材（表2の車両非搭載区分の構成品等を除く。）の搭載が可能でなければならない。 b) 加温給水部の構成器材が搭載できる台板及びカバーを設ける。 c) 車両部荷台に固定するための取付け部をもち、脱着が可能でなければならない。 d) カバーは、鋼板製とし、加温給水部の上面及び側面を覆い、点検整備口などをもつ構造とする。 e) 構成器材を格納したまま、クレーンによってつり上げ、搭載及び積み下ろしができる構造及び強度をもたなければならない。 f) 空輪用車輪付き治具、DSP D 0002及びDSP D 0003に固縛ができる構造とする。
	配管	a) 水及び除染溶液等の送水経路を構成し、ドレン弁及び外部への送水接続口をもつ構造とする。 b) 外部への送水接続口の規格は、口径 13 mmのワンタッチカップラを標準とする。 c) 配管電動弁をもち、制御部によって開閉される。 d) 強制排水に用いる圧縮空気接続口は、ステンレス製のカムロックとする。

b) 車両部の構造及び機能は、表7による。細部は、承認図面による。

表7ー構造及び機能（車両部）

区分		規定
車両部		
	本体	a) I型の車両部は、GV-D110054の種類“3 $\frac{1}{2}$ tトラック [除染セット（除染装置I型）車体部]”とし、その構造は、GV-D110054の2.4による。 b) II型の車両部は、GV-D110062とし、その構造は、GV-D110062の2.5による。

表7— 構造及び機能（車両部）（続き）

区分		規定
車両部 （続き）	車両関連器材	
	操縦室	a) I 型は，補助座席を追加して3人乗りとし，乗員に対し天井高を考慮した幌天井とする。 b) I 型は，GS-C215816及びGS-C295799を，II 型は，GS-C215816及びGS-C295798をそれぞれ操縦室に搭載可能とする。 c) I 型は，操縦室外側後部左右にGS-C215816の空中線JAT-Z5を取り付けるためのアンテナブラケットをもつ。
	荷台	a) I 型は，作業用のはしごをもつ。 b) 除染装置部を荷台に固定するための取付け穴を加工し，固定のためのブラケット設置及びボルト締めによって，除染装置部を固定する。

2.5 形状・寸法・質量

2.5.1 形状・寸法

形状及び寸法は，図1～図2を標準とし，細部は，承認図面による。

2.5.2 質量

質量は，表8を標準とする。

表8— 質量

		質量（kg）
区分	I 型	II 型
標準積載状態の質量 ^{a)}	12 540 以下	4 480 以下
最大積載状態の質量 ^{b) c)}	13 500 以下	5 380 以下
注^{a)} 標準積載状態とは，当装置に乗員3名（80 kg×3），燃料，潤滑油，冷却水などを全量搭載し，携行工具を取付け位置などに収納した状態をいう（表2の車両非搭載区分の構成品などを除く。）。 なお，車両部（官給品）の空車質量は，I 型は8 450 kg及びII 型は3 030 kgとする。 注^{b)} I 型の最大積載状態とは，標準積載状態のI 型に水（900 L）及び消耗品（過酸化水素水）を満載した状態をいう。 注^{c)} II 型の最大積載状態とは，標準積載状態のII 型に水（900 L）を満載した状態をいう。		

2.6 性能

性能は，表9による。

表9— 性能

区分			規定
調製散布性能	加温性能		a) 15℃の水 500 Lを 45℃（温度差 30℃）以上まで 15 分を基準として加温可能とする。 b) 加温温度を 35℃～45℃（基準）の範囲で調整が可能でなければならない。
	加圧性能		a) 循環ポンプ及び吐出ポンプは圧力 0.98 MP a 以上、吐出量 25 L／分以上の能力で送水が可能でなければならない。 b) 圧力の可変（0.5 MP a ～0.98 MP a）が可能でなければならない。
	熱水発生性能		45℃の水を 100℃（基準）の熱水に 4 分以内（基準）に加熱して散布が可能でなければならない。
	給水性能		6 mの高度差がある水源から、200 L／分以上で給水（汲み上げ）が可能でなければならない。
除染性能	人員除染（シャワー散布性能）		シャワーセットの散布量は、42 L／分以上（6 ノズル）とする。
	装備品除染	水・温水散布性能	スプレーガンからの散布量は、25 L／分以上（2 スプレーガン）とする。
		泡沫除染溶液散布性能	スプレーガンからの散布量は、20 L／分以上（2 スプレーガン）とする。
	精密器材除染	放射性物質	10 mG y／h を 3.3 mG y／h 以下にする。
		有毒化学剤（V X）	10 g／m ² を 0.25 m g／m ² 以下にする。
		生物剤	除染前菌数の 1／10 ⁶ 以下にする。
	廃水処理	放射性物質	37 MB q／L の原水を 111 k B q／L 以下にする。
		有毒化学剤	10 m g／L の原水を 0.004 m g／L 以下にする。
		生物剤	除染前菌数の 1／10 ⁶ 以下にする。
持続性能	連続無給油運転	給水部	散布状態で 3 時間以上連続運転が可能でなければならない。
		加温部	連続点火状態で 1.5 時間以上点火が可能でなければならない。
	連続運転		給水・加温・散布状態で 48 時間連続運転を実施し、連続運転間及び連続運転後に各装置に破損及び漏れなどの異常がない(48 時間には給油及びドレンによる中断時間は含まない。)
機動性能	運行性能		J I S D 1 0 2 2 によって運行性能試験を実施し、異常がない。

表9－性能（続き）

区分				規定
機 動 性 能	Ⅰ型	被輸送性能	空輸性能	当装置を分割せず、 表13 の番号6のC－2型機によって、空輸が可能でなければならない。
				車両部と除染装置部の構成部とに分割し、除染装置部のうち加温給水部は附属品の空輸用標準パレット縛着具を使用し、 表13 の番号1のC－130型機によって空輸が可能でなければならない。
				車両部と除染装置部の構成部とに分割し、除染装置部のうち加温給水部は附属品の空輸用車輪付き治具を使用し、 GAV-W152032 によって空輸が可能でなければならない。ただし、テント器材収納箱及び精密器材除染部用収納コンテナは除く。
		路上・路外機動性能	海上輸送性能	当装置を分割せず、 表13 の番号4のおおすみ型輸送艦及び 表13 の番号5のエアクション艇L C A Cによって海上輸送が可能でなければならない。
			最大安定傾斜角	a) 最大積載状態で右側及び左側に28度未満の傾きで転覆してはならない。 b) 標準積載状態で右側及び左側に30度未満の傾きで転覆してはならない。
			最小回転半径	12 m以下とする。（最大積載状態）
	Ⅱ型	被輸送性能	渡渉能力	渡渉水深80 cmにおいて走行が可能でなければならない。（標準積載状態）
			空輸性能	当装置を分割せず 表13 の番号6のC－2型機によって、空輸が可能でなければならない。
				加温給水部タンク部のかくはん装置を取り外すことで 表13 の番号1のC－130型機によって空輸が可能でなければならない。
				車両部と除染装置部の構成部とに分割し、除染装置部のうち加温給水部は附属品の空輸用車輪付き治具を使用し、 GAV-W152032 によって空輸が可能でなければならない。
		路上・路外機動性能	海上輸送性能	当装置を分割せず、 表13 の番号4のおおすみ型輸送艦及び 表13 の番号5のエアクション艇L C A Cによって海上輸送が可能でなければならない。
			最大安定傾斜角	a) 最大積載状態で右側及び左側に28度未満の傾きで転覆してはならない。 b) 標準積載状態で右側及び左側に30度未満の傾きで転覆してはならない。
			最小回転半径	10 m以下とする。（最大積載状態）
			渡渉能力	渡渉水深80 cmにおいて走行が可能でなければならない。（最大積載状態）

表9—性能（続き）

区分		規定
安全性能	加熱炉失火検知	加熱炉バーナの失火を検知したとき、燃料の供給を停止可能でなければならない。
	水温過熱防止	次の状態のとき、燃料の供給を停止可能でなければならない。 a) 加熱炉出口の水圧が 50 k P a 以下（基準）のとき b) 水タンクの水温が45 ℃以上（基準）のとき（熱水発生時を除く。）[35 ℃～45 ℃の範囲（基準）で調整できなければならない。]
	ポンプ異常圧力検知	次の状態のとき、ポンプが自動停止する。 a) 循環ポンプの水圧が50 k P a 以下（基準）のとき b) 吐出ポンプの水圧が50 k P a 以下（基準）のとき
	加熱炉異常圧力検知	加熱管内の圧力が異常上昇し、加熱炉出口の圧力が 1.2 M P a 以上のとき、安全弁を開き圧力を外部に逃がす。
耐環境性能	耐温度性	−30 ℃～+40 ℃の環境下において異常なく使用可能でなければならない。
	耐振動性	a) N D S C 0 1 1 0 によって、異常なく動作する。
	耐衝撃性	b) 破損及び緩みなど損傷があってはならない。
	耐水性	内部に機器の動作に支障を来たす浸水があってはならない。

2.7 塗装・塗色

塗装及び塗色は、次による。

- a) 塗装は、十分な防せい処理をして下塗りを行った後に、上塗りを2回以上行うことを標準とする。
- b) 塗色は、N D S Z 8 2 0 1による色番号2 3 1 4（OD色 7. 5 Y 3 / 1）とし、塗料は、次のいずれかによる。細部は、承認色見本による。
 - 1) J I S K 5 5 7 2の半つや外部用又は同等以上とする。
 - 2) J I S K 5 6 5 1の半つや外部用又は同等以上とする。

2.8 外観

外観は、次による。

- a) 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥があってはならない。
- b) 塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.9 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。細部は、承認図面による。

- a) N D S Z 8 0 1 1の1種銘板を取り付ける。

なお、品名は1.4とし、物品管理区分標識は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の図2bによる。

- b) N D S Z 8 0 1 1の3種銘板を、取扱上注意を要する箇所に取り付ける。

2.10 自動車番号

自動車番号標は、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”による。

2.11 品質管理

品質管理は、D S P Z 9 0 0 8による。なお、要求事項は、D S P Z 9 0 0 8の表1の

b による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、表10の項目を実施し、表9の性能を満たさなければならない。

なお、細部の試験要領は、製品試験実施要領書による。

表10－試験

項目		規定	
調製散布性能	加温性能	15℃の水 500 Lを 45℃（温度差 30℃）以上まで 15 分（基準）で加温できることを確認する。	
	加圧性能	スプレーガンを散布し，ゲージなどで送水圧力及び吐出量を確認する。	
	熱水発生性能	45℃の水を 100℃（基準）の熱水に 4 分以内に加熱して，熱水の温度を確認する。	
	給水性能	水面からタンク頂面までの高低差 6 m 下の水源から給水し，給水量を確認する。	
除染性能	人員除染 ^{c)} （シャワー散布性能）		シャワー器材及び加温給水部を接続し，シャワー器材からの温水の散布量を確認する。
	装備品除染	水・温水散布性能	スプレーガンからの水及び温水の散布量を確認する。
		泡沫除染溶液散布性能	HC-K110014 及び HC-K150010 を使用し，スプレーガンからの泡沫除染溶液等の散布量を確認する。
	精密器材除染 ^{c)}	放射性物質	放射性物質の擬剤として蛍光磁粉溶液 ^{a)} を使用し，スチーム吸引前後の蛍光強度比 ^{b)} から除染係数が 3.3 以上であることを確認する。
		有毒化学剤	除染ガス発生装置，供給用ホース，除染ガス導入用具などを使用し，オゾンガス濃度及び過酸化水素ガス濃度がそれぞれ 400 ppm 以上であることを確認する。
		生物剤	
	廃水処理 ^{c)}	放射性物質	放射性物質の擬剤として塩化セシウムを使用し，除染係数が 333 以上であることを確認する。
		有毒化学剤	a) 除染ガス溶解装置などを使用し，水温 20℃以下でオゾン水濃度 2.7 mg／L 以上を確認する。
		生物剤	b) 除染ガス溶解装置などを使用し，過酸化水素水を 30 分間に 2.7 L（基準）を添加することを確認する。

表10―試験（続き）

項目			規定
持続性能	連続無給油運転	給水部	散布状態で 3 時間以上連続運転を実施する。
		加温部	点火状態で 1.5 時間以上連続運転を実施する。
	連続運転		給水・加温・散布状態で 48 時間連続運転を実施し、連続運転間及び連続運転後に各装置に破損及び漏れなどの異常があつてはならない（48 時間には給油及びドレンによる中断時間は含まない。）。
機動性能	路上・路外機動性能	運行性能	J I S D 1 0 2 2によって最大積載状態で200 k m以上走行し、その間車両部及び除染装置部の機能、作動、漏れ、亀裂、破損、異音、過熱などを調べる。 なお、この試験には、Ⅰ型は標準積載状態で、Ⅱ型は最大積載状態で起伏、凹凸のある場所を 10 k m（基準）走行する不整地試験を含む。
		最大安定傾斜角	当装置を傾斜台に乗せ、当装置を右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。
		最小回転半径	かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して、低速で回転（旋回）した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。
		渡渉能力	表9の渡渉能力、空輸性能及び海上輸送性能を満たすほか、細部は、承認図面による。
	被輸送性能	空輸性能	
		海上輸送性能	
安全性能	加熱炉失火検知		異常状態を作為し、規定の安全性能が作動するか確認する。
	水温過熱防止		
	ポンプ異常圧力検知		
	加熱炉異常圧力検知		

表10―試験（続き）

項目		規定
耐環境性能	耐温度性 ^{c)}	a) NDS C 0110の3.6.2による。 b) 気温－30℃以下において、5℃以下の水を水タンクに給水し、加温及び散布の操作を実施する。 c) 気温40℃以上において、水タンクへの給水、加温及び散布を実施する。
	耐振動性	運行性能の試験方法による。
	耐衝撃性 ^{c)}	a) NDS C 0110の3.2.2 表2 地上電子機器の場合、区分D及び3.2.4による。 b) 開閉部は、密閉状態とする。 c) 非動作、乾燥状態とする。
	耐水性 ^{c)}	a) NDS C 0110の3.9.2, 3.9.3 又は3.10.1 及び3.10.3による。 b) 開閉部は、密閉状態とする。 c) 非動作、乾燥状態とする。
作動確認		各装置が正常に作動することを確認する。
注^{a)} 蛍光磁粉溶液の組成（重量％）は、重炭酸カルシウム（JIS Z 8901のJIS試験粉体17種）5％，蛍光溶液（レモンイエロー）0.1％，イソプロパノール0.2％，純水94.7％とする。 注^{b)} 蛍光強度比の算出は、表2の番号4の高感度デジタル撮影機を使用する。 注^{c)} 車体部から卸下し、除染装置部だけの試験を実施する。		

3.2 試験の省略

試験の省略は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1に示す構成品が初回製造の試験に合格し、かつ、契約の相手方が同一で、その後の製造条件、設計に変更がない事実、並びに部品及び材料の変更が試験結果に影響がない事実が確認される場合には、当該試験を省略してもよい。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習によるほか、表2の搭載器材は、車両部に搭載した状態で納品し、非搭載器材は、個別にこん包し車両部に搭載しない状態で納品する。

5 その他の指示

5.1 官給品

官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条5によるほか、表11による。引渡先は、調達要領指定書によって指定する。

表11－官給品

番号	品名	数量		規定	引渡時期
		I 型	Ⅱ 型		
1	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット車体部）	1 台	—	a) GV-D 1 1 0 0 5 4 による。 b) 種類は，“3 $\frac{1}{2}$ tトラック [除染セット（除染装置Ⅰ型）車体部] ”とする。	契約の相手方の申請後速やかに。
2	1 $\frac{1}{2}$ tトラック 除染セット（除染装置Ⅱ型）車体部	—	1 台	GV-D 1 1 0 0 6 2 による。	
3	スプレーガン	2 個	2 個	a) CP-B-0 0 0 3 による。 b) 泡沫用スプレーガン A s s y , 温水チップ, 熱水チップ, 延長ノズル, ワンタッチカプラ, 2 T P M, 泡沫ノズル A s s y , スプレーガン収納袋, ノズルチップ収納袋を含む。	
4	加熱炉本体 A s s y	1 セット	1 セット	CP-B-0 0 0 3 による。	
5	エアホース（水抜用）	1 本	—	D S P D 6 0 3 7 による。	
6	減圧弁（水抜用）	1 個	—		
7	除染剤 5 号 ^{a)}	2 個	2 個	H C-K 1 1 0 0 1 4 による。	
8	泡剤 ^{a)}	1 個	1 個	H C-K 1 5 0 0 1 0 による。	
9	アンテナブラケット	2 個	—	G S-C 2 9 5 7 9 9 による。	
注 ^{a)} 3.2 の試験を省略する場合は、官給しない。					

5.2 無償貸付品

無償貸付品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表12によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

なお、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、製品に変更のない場合は貸付けを省略してもよい。

表12－無償貸付品

番号	品名	数量		引渡時期	引渡先	返納時期	返納先	注記
		I 型	II 型					
1	広帯域多目的無線機（車両用）	1 セット	1 セット	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所	契約納期まで。	官側の指定する場所	GS-C215816
2	車載装置 J M R A - Z 1 6 6 - ()	1 セット	—					GS-C295799
3	車載装置 J M R A - Z 1 6 3 - ()	—	1 セット					GS-C295798
4	高感度デジタル撮影機	1 セット	—					—

5.3 貸付文書

貸付文書は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表13による。

なお、引渡先及び返納先は、調達要領指定書によって指定する。また、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、製品に変更のない場合は貸付けを省略してもよい。

表13－貸付文書

番号	品名	数量	引渡時期	引渡先	返納時期	返納先	注記
1	貨物搭載指令 C－130H/KC130-H	1部	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所	契約納期まで。	官側の指定する場所	J. T. O. 1C-130H-9
2	輸送ヘリコプター CH-47JA 取扱書	1部					TAS-023
3	輸送ヘリコプター CH-47J 取扱書	1部					TAS-022
4	輸送艦「おおすみ型」完成図書	1部					—
5	「エアクッション艇」完成図書（海上輸送艦技術刊行物）	1部					—
6	技術指令書 貨物搭載指令 C-2輸送機	1部					J. T. O. 1C-C2-9

5.4 携行工具・附属品・予備品

携行工具、附属品及び予備品は、GV-D110054及びGV-D110062によるほか、次による。

a) **携行工具** 当装置の整備に必要な工具

b) **附属品** 附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表14による。

表14－附属品

番号	区分	品名	数量		規定
			I 型	II 型	
1	人員・装備品 除染部	スノコ	8 個	4 個	—
2	精密器材除染 部	電源コードリール	1 個	—	a) 発動発電機の電力延伸用 b) 数量及び長さは、次による。 1) AC100 V用：1本 [長さ 30 m（基準）] 2) AC200 V用：1本 [長さ 30 m（基準）]
3		精密器材除染 部用天幕	1 個	—	精密器材除染部を天幕内部で展開する。

表14－附属品（続き）

番号	区分	品名	数量		規定
			I 型	II 型	
4	廃水处理部	処理装置調整用ホース	2 本	－	a) ベント及びドレン用 b) 長さ 15 m（基準）
5	加温給水部	コンプレッサ	1 台	1 台	強制排水用
6	加温給水部 （続き）	寒冷地用電気保温具	1 セット	1 セット	a) シリコンベルトヒータ（配管加温用） b) 電源電圧 AC100 V
7		空輸用標準パレット縛着具	1 個	－	加温給水部の空輸のため、標準パレットに固縛できるよう、加温給水部に装着可能で固縛力に耐えられる強度をもつ機材とする。
8		空輸用車輪付き治具	1 台	1 台	加温給水部の空輸のため、加温給水部を搭載でき、表13の番号3のCH－47型機機体内に固縛可能な車輪付き機材とし、細部は、承認図面による。
9		制御部用ソフトウェア	1 個	1 個	－
10		制御部用インストール専用装置	1 個	1 個	制御部用ソフトウェアをインストール可能とする。
11	移動用固定具（I 型用）		1 個	－	I 型は、DSP D 0003 の荷台に処理装置及び加温給水部を固定し移動可能とする。
12	移動用固定具（II 型用）		－	1 個	II 型は、DSP D 0002 の荷台にシャワーセット収納箱及び加温給水部を固定し移動可能とする。

c) 予備品 予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表15による。

表15－予備品

番号	区分	品名	数量		規定
			I 型	II 型	
1	廃水处理部	前段プレフィルタ	1 個	－	処理装置交換用
2		前段メインフィルタ	1 個	－	

5.5 申請書類

契約の相手方は、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”に基づき新たに適用除外指定を受ける必要がある場合、又はすでに適用除外指定を受けた物を同一型式の範囲を超えて変更する場合は、適用除外申請のため、次の書類各 4 部を技術審査終了後、速やかに調達要求元に提出する。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 原動機性能曲線図
- d) 走行性能曲線図

e) 主要部強度計算書

5.6 納入書類

5.6.1 添付書類

添付書類は、表16による。

表16― 添付書類

番号	品名	数量		規定
		I 型	II 型	
1	除染セット（除染装置 I 型）取扱説明書	1 部	—	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.1 a) による。
2	除染セット（除染装置 II 型）取扱説明書	—	1 部	
3	検査成績書	1 部	1 部	契約の相手方が規定する様式

5.6.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表17による。契約の相手方は、調達要求元に提出する。ただし、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において製品に変更のない場合は、調達要求元と調整の上、提出を省略してもよい。

表17― 提出書類

番号	品名	数量		提出時期	規定
		I 型	II 型		
1	取扱書（I 型用）	1 部	—	納入時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.1 b) による。
2	取扱書（II 型用）	—	1 部	納入時	
3	整備資料（第3種）（I 型用）	1 部	—	納入時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.2 c) による。
4	整備資料（第3種）（II 型用）	—	1 部	納入時	
5	部品表（第3種）（I 型用）	1 部	—	納入時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.3 c) による。
6	部品表（第3種）（II 型用）	—	1 部	納入時	
7	部品図（I 型用）	1 部	—	納入時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.3 d) による。
8	部品図（II 型用）	—	1 部	納入時	
9	納入計画書（I 型用）	1 部	—	計画審査終了 後速やかに	計画審査の内容を反映する。
10	納入計画書（II 型用）	—	1 部		
11	設計計算書（I 型用）	1 部	—		設計審査の内容を反映する。
12	設計計算書（II 型用）	—	1 部		
13	製品試験実施要領書（I 型用）	1 部	—		
14	製品試験実施要領書（II 型用）	—	1 部		
15	製品試験成績書（I 型用）	1 部	—	製品試験実施後	—

表17－提出書類（続き）

番号	品名	数量		提出時期	規定
		I 型	II 型		
16	製品試験成績書（II 型用）	－	1 部	製品試験実施後	－
17	取扱説明書（I 型用）	1 部	－	納入時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.1 a) による。
18	取扱説明書（II 型用）	－	1 部	納入時	
19	知的財産管理報告書（I 型用）	1 部	－	納入時	契約の相手方が規定する様式
20	知的財産管理報告書（II 型用）	－	1 型	納入時	

5.7 承認用図面

契約の相手方は、契約後速やかに2.4 a), b), 2.5.1, 2.9, 表10及び表14番号8の承認用図面を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出の要領は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の2.2及び箇条6による。

5.8 技術審査

契約の相手方は、附属書Aに示す技術審査実施要領に基づき、技術審査を受ける。ただし、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、前回契約時から審査内容及び要求内容に変更のない場合は、技術審査を実施しない。細部は、調達要求元と調整する。

5.9 型式管理

契約の相手方は、“武器・化学装備品等の型式管理について（通達）”によって型式管理を実施する。

5.10 官側の支援

契約の相手方は、官側の支援が必要な場合には、契約担当官等を通じて、調達要求元に支援を求めてもよい。

5.11 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更提案をする場合は、調達要求元に事前審査を受けた後、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって、契約担当官等に提案する。

5.12 知的財産権に関する注意

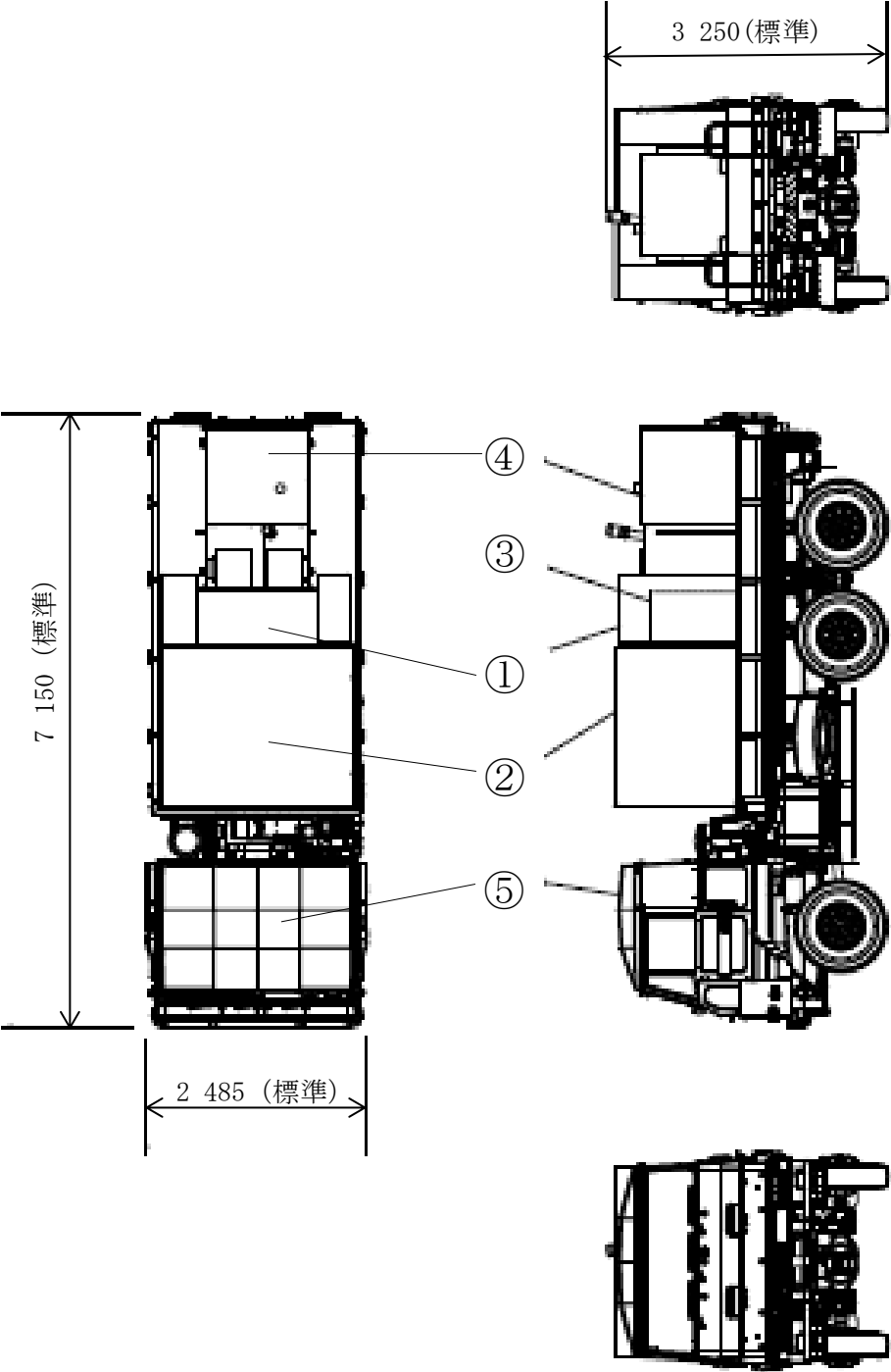
知的財産権に関する注意は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.1による。

5.13 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.2による。

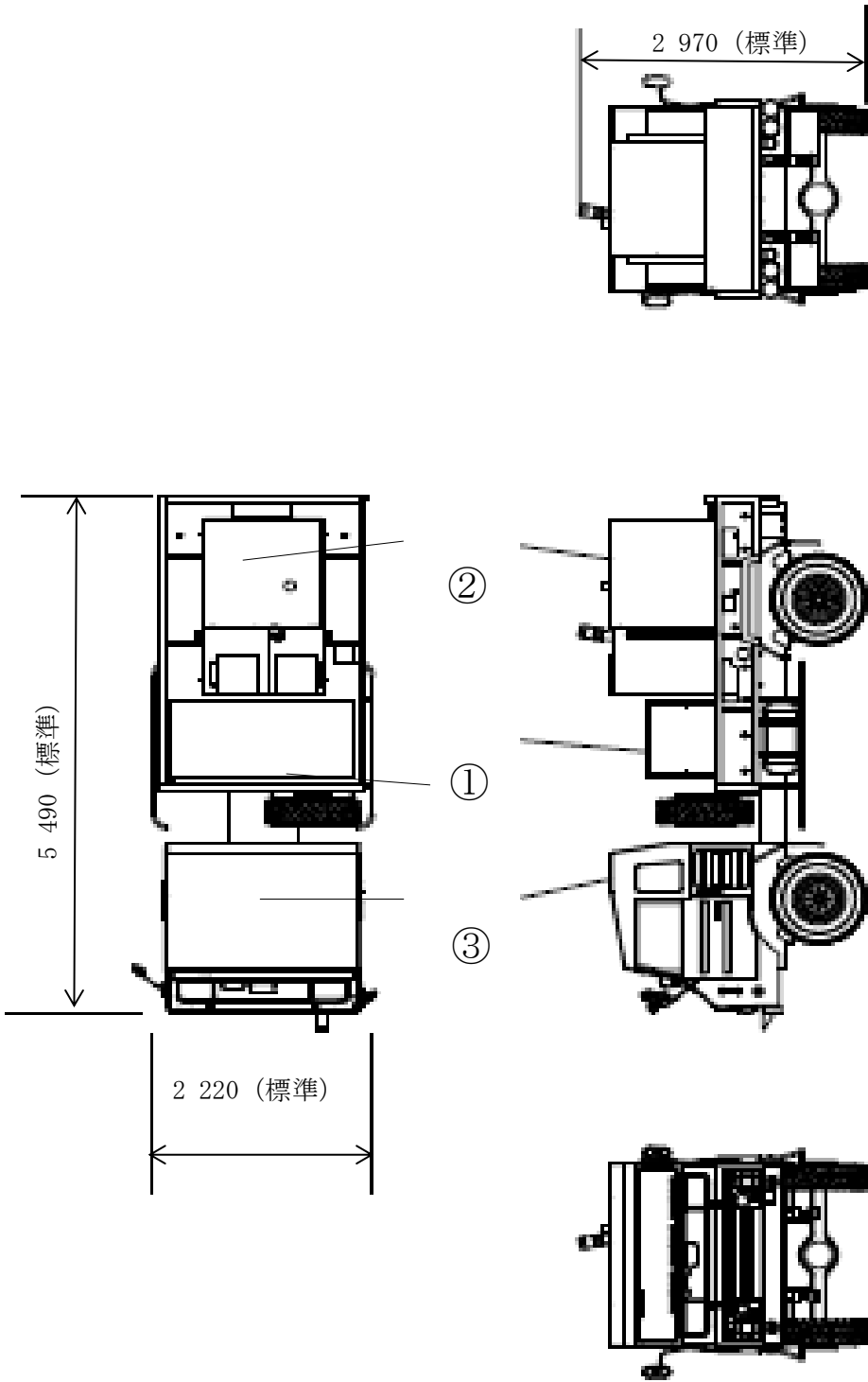
5.14 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。



⑤	車両部
④	加温給水部
③	廃水处理部
②	精密器材除染部
①	人員・装備品除染部
番号	品名

図 1－除染セット（除染装置 I 型）全体図



③	車両部
②	加温給水部
①	人員・装備品除染部
番号	品名

図 2－除染セット（除染装置Ⅱ型）全体図

附属書 A (規定) 技術審査実施要領

A.1 適用範囲

この附属書は、**当**装置の製造請負契約において実施する技術審査の実施要領について規定する。

A.2 目的

契約の相手方が、この仕様書に定めるところによって実施した納入計画及び細部設計を審査することを目的とする。

A.3 技術審査官の構成

A.3.1 審査主任

審査主任は、陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課化学室長とする。

A.3.2 審査主任補佐

審査主任補佐は、審査主任が指名する。

A.3.3 審査員

審査員は、審査主任が指名又は依頼する機関などの職員とする。

A.4 技術審査項目

A.4.1 計画審査

計画審査は、計画の妥当性を目的とし、次の事項を審査する。

- a) 納入計画書
- b) その他審査主任が指定する事項

A.4.2 設計審査

設計審査は、次の細部設計を審査する。

- a) 設計計算書
- b) 製品試験実施要領
- c) その他審査主任が指定する事項

A.5 審査に伴う手続等

審査に伴う手続は、次による。

- a) 契約の相手方は、**A.4**の技術審査項目について審査を受けなければならない。受審する技術審査項目、日程及び場所を記載した技術審査項目受審計画書5部を審査主任に提出する。
- b) 審査主任補佐は、審査主任を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

A.6 審査結果の処置

審査主任は、審査の結果について契約担当官等及び契約の相手方に通知する。

A.7 その他

契約の相手方は、審査に先立ち必要に応じて予備審査を受けてもよい。